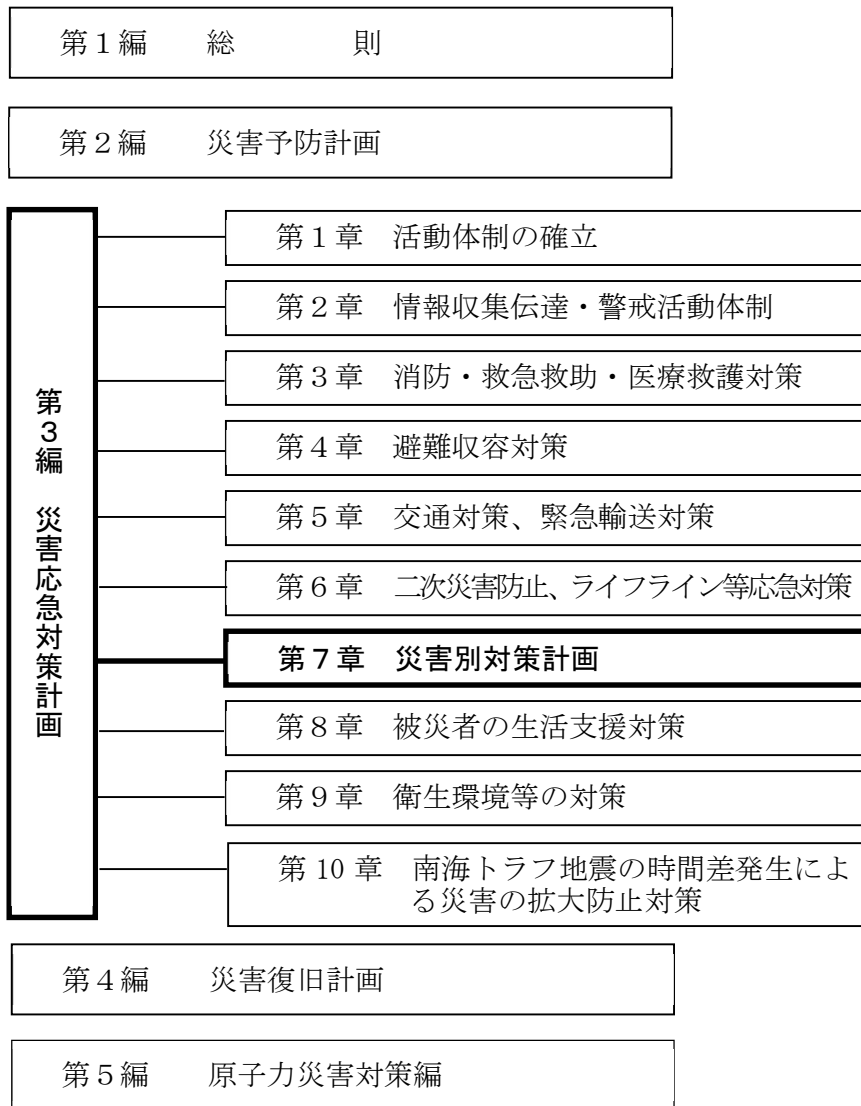


第7章 災害別対策計画

章の体系



第1節	水防活動	応-108
第2節	危険物等応急対策	応-109
第3節	事故等災害応急対策	応-112

第1節 水防活動

洪水等による災害の発生または発生するおそれがある場合において、水害等を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する。

水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送およびダムまたは堰の操作、水防のための水防団および消防機関の活動、他の水防管理団体との間における協力および応援ならびに水防に必要な器具、資材および設備の整備および運用について計画し、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づく竜王町水防計画によるものとする。

※ 資料

- | | |
|----------------|----------|
| 1 水防倉庫 | (資料編1-5) |
| 2 水防用資材 | (資料編1-6) |
| 3 水防区域および危険箇所図 | (資料編1-8) |

第2節 危険物等応急対策

第1 危険物施設応急対策

危険物による災害は、その性質上、大災害に発展する可能性が大であり、特に迅速なる措置を要するので、関係機関は密接なる連絡協力のもとに迅速的確な災害応急対策を実施する。

1 実施機関

危険物による災害発生に関しては、当該事務所は、当該事務所等の定める計画により応急対策を実施することになるが、災害の規模、態様によって県の地域防災計画および町ならびに各関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより総合的な応急対策を実施する。

2 事業所の対策

危険物施設の所有者、管理者および占有者において、その権限を有するもの（以下「責任者」という。）および危険物を移送搬送中の者は災害発生時には直ちに次の措置を講ずる。

(1) 連絡通報

- ①発生時には、直ちに119番で消防署に連絡する。
- ②付近住民ならびに近隣企業に通報する。
- ③責任者は被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(2) 初期防御

各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる防御を行う。特に近隣への延焼防止と二次災害の誘発防止に最善の方途を講ずる。

(3) 医療救護

企業内救護班により応急救護を実施する。

(4) 避難

企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(5) 住民救済対策

被災地区の僅少なものは、企業自体の補償で救済する。

3 町、県その他公共機関の対策

災害の規模態様に応じ県の地域防災計画ならびに町および関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集および報告

町は、被災現地に職員を派遣する等により被害状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(2) 被害報告

被害による不安、混乱を防止するため、町、県、報道機関等は相互に協力して、広報車、新聞、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

(3) 救急医療

被災地における傷病者等の救出は、当該事務所、警察、町消防機関、県、医療機関、その他関係機関の協力のもとに救護医療業務を実施する。

(4) 消防応急対策

町消防機関は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

(5) 避難

町は近江八幡警察署と協力して避難のための立退き指示、避難所の開設ならびに避難所への収容を行う。なお、県は災害の態様により自衛隊出動等につき調整を行う。

(6) 災害警備

警察は、関係機関協力のもとに被災地における社会秩序の維持に万全を期する。

(7) 交通応急対策

交通の安全、緊急輸送の確保のため、道路管理者、警察その他関係機関により、被災地域の交通対策に万全を期する。

(8) 公共機関交通対策

関西電力、日本電信電話株式会社N T T滋賀支社その他の公共機関は、防災業務計画の定めるところにより、それぞれ応急対策を実施する。

第2 高圧ガス施設応急対策

災害の規模、態様、付近の地形、建築物の構造、ガスの種類、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防機関および滋賀県高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所と連絡を密にして迅速、適切な措置を取る。

爆発火災または、可燃性、支燃性のガス漏洩に際しては状況に応じて次の措置を取る。

- (1) 県への要請（滋賀県高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所への出動要請）
- (2) 負傷者の救出、救護
- (3) 立入禁止区域の設定および交通規制
- (4) 避難誘導および群衆整理
- (5) 遺体の処理
- (6) 消火および防火、防爆活動ならびに広報活動
- (7) 緊急輸送道路の確保
- (8) 引火性、発火性、爆発性物の移動

第3 毒物・劇物施設応急対策

毒物および劇物の保管施設の災害に際し住民の生命、身体および財産を保護するため、迅速かつ適切にその災害防止に努める。

- (1) 災害発生時における毒物・劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、取扱責

任者において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の保健所・消防機関または警察署に届出る。

(2) 緊急措置

保健所（または警察）は毒物・劇物の流出、散逸等の状況についてすみやかに広報活動し、関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性のある場合には、河川下流の水道取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

第3節 事故等災害応急対策

航空機事故、自動車事故、火災、爆発事故等突発的な事故災害は年とともに増加し、最近は一度に多くの尊い人命が失われる大事故が目立ち、大きな社会不安を惹起している現状にある。

これからの突発的災害に対処して、防災関係機関が緊密かつ有機的な連携協力のもとに本計画を定め、必要な対策を実施する。

第1 突発重大事故

航空機事故、自動車事故（交通事故）、火災事故、爆発事故などにより多数の死傷者が発生したときは、当該事故関係機関はもちろん関係防災機関は応急対策に万全を期する。

第2 突発重大事故の通報

重大事故を発見した者は、直ちに町、警察官または消防機関に通報する。

第3 事故対策本部の措置

突発重大事故が発生した場合は、警察、消防等の防災関係機関は救急医療、救助、その他応急対策を実施するため事故災害対策本部を設置する。

事故災害対策本部の組織体制および事務分掌は、本編第1章第3節大規模事故災害に対する活動体制を参照する。

第4 通信連絡

町は、情報の収集のために当該事故関係機関と十分な連絡をとり、相互に情報を交換して応急対策が円滑に実施されるよう努めるものとする。

第5 救急医療・救助

町は、警察等の当該事故関係機関と連携して、迅速かつ的確な救急医療、救助をおこなうため医師会に協力を要請する。

- (1) 医師および看護師の派遣
- (2) 医療器材および医薬品の輸送
- (3) 負傷者の救出・救助
- (4) 現地における応急対策および負傷者の救急医療施設の確保

また、大規模な交通事故等により集団的に負傷者が発生した場合、日本赤十字社にも直ちに通報する。